

大津市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について

平成 30 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項に規定する協議会として、大津市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 市職員 2 人以内

(2) 法第 11 条第 2 項第 4 号に掲げる者 次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ定める数

ア 学識経験を有する者 3 人

イ 関係団体から選出された者 3 人

ウ 関係行政機関から選出された者 1 人

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員（前条第 2 項第 2 号ア及びイに掲げる委員に限る。）は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）

の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 4 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 2 4 年条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会の項及び大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会の項を削り、同部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市公募提案型地方卸売市場開設者選定委員会	公募提案方式により大津市公設地方卸売市場の施設の譲渡を受けて地方卸売市場を開設する民間事業者を選定するために必要な事項を審査等すること。	8 人以内	学識経験を有する者及び市職員
------------------------	--	-------	----------------

別表市長の部大津市緑の基本計画審議会の項を次のように改める。

大津市都市公園等施設整備・運営事業審査委員会	民間事業者からの提案を受けて都市公園等の施設整備・運営事業を実施するために必要な事項を審査等すること。	9 人以内	学識経験を有する者及び市職員
------------------------	---	-------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第 1 条 大津市市税条例(昭和 34 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 66 条の 2 第 1 項第 1 号中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加える。

附則第 10 条の 2 中第 18 項を第 19 項とし、第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 4 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項中「。附則第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。」を削る。

附則第 8 条第 2 項中「平成 30 年改正規則別記第 2 号様式」を「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 10 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中大津市市税条例附則第 10 条の 2 の改正規定は、生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 86 号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 63 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成 18 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

平成 30 年 6 月 4 日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和 40 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「付則」を「附則」に改める。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 有料公園施設を使用しようとする者は、第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該有料公園施設が属する都市公園の管理を行う者（以下同条及び第 13 条の 3 を除き、「指定管理者」という。）（その目的以外に使用しようとする場合にあっては、市長。次項において同じ。）の許可を受けなければならない。

第 7 条第 3 項及び第 4 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 5 項中「許可」の次に「（ブールを個人使用する場合その他規則で定める場合を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 3 条第 2 項及び第 3 項中「市長」とあるのは、「指定管理者（有料公園施設をその目的以外に使用しようとする場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

第 9 条第 1 項中「、第 3 条第 1 項」を「若しくは第 3 条第 1 項」に、「又は第 7 条第 2 項若しくは第 4 項」を「の許可又は第 7 条第 2 項」に、「指定管理者が管理する有料公園施設について、当該指定管理者がする同条第 2 項又は第 4 項の許可を除く」を「有料公園施設をその目的以外に使用させる場合に市長がする同項の許可に限る」に、「同表（）」を「同表第 5 項（同項の表）」に、「算定した額」を「算定した利用料金の上限額に相当する額」に改め、同条第 2 項中「（駐車場の使用料を除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第10条第1項中「指定管理者が管理する」を削る。

第13条の2を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条の2 別表第1に掲げる有料公園施設が属する都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次項及び次条において「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の都市公園以外の都市公園について、その設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

別表第1中「属する公園」を「属する都市公園」に改める。

別表第2第5項中「使用料及び利用料金」を「利用料金の上限額」に改め、同項の表使用料・利用料金の欄中「使用料・利用料金」を「金額」に改め、同項の表備考第5項中「使用料又は」を削り、同備考第9項から第11項までの規定中「使用料又は」を削り、「使用料・利用料金」を「金額」に改め、同備考第13項中「使用料又は」を削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第89号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

大津市長 越 直 美

- 1 工 事 名 日吉中学校給食導入に伴う配膳室等整備工事
- 2 工 事 場 所 大津市下阪本六丁目
- 3 工 事 概 要 配膳室棟（東渡り廊下側）新築工事 一式
構 造 鉄骨造2階建
延床面積 249.72平方メートル
配膳室棟（D棟）増築工事 一式
構 造 鉄骨造3階建
延床面積 60.00平方メートル
既存校舎改修工事 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 166,542,480円
- 6 契 約 の 相 手 方 大津市中央二丁目4番17号
松井工業株式会社

議案第90号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

大津市長 越 直 美

- 1 工 事 名 瀬田北中学校給食導入に伴う配膳室等整備工事
- 2 工 事 場 所 大津市大將軍一丁目
- 3 工 事 概 要 配膳室棟増築工事 一式
構 造 鉄筋コンクリート造4階建
延床面積 712.12平方メートル
既存校舎改修工事 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 202,312,080円
- 6 契約の相手方 大津市大江二丁目33番3号
株式会社内田組

議案第91号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

東京都大田区蒲田五丁目37番1号アロマスクエア11階

ソニー損害保険株式会社

2 損害賠償の額

1,331,850円

(参考)

平成27年3月19日、大津市中央一丁目8番7号地先市道中3315号線において、同市道を走行していた車両がスリップして同市道に隣接する店舗に衝突し、当該店舗が損傷した事故に関し、当該車両の運転手が加入する損害保険の保険者である相手方から、既払の保険金のうち本市の過失分に相当する額について求償されたもの。

議案第92号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

大津市長 越 直 美

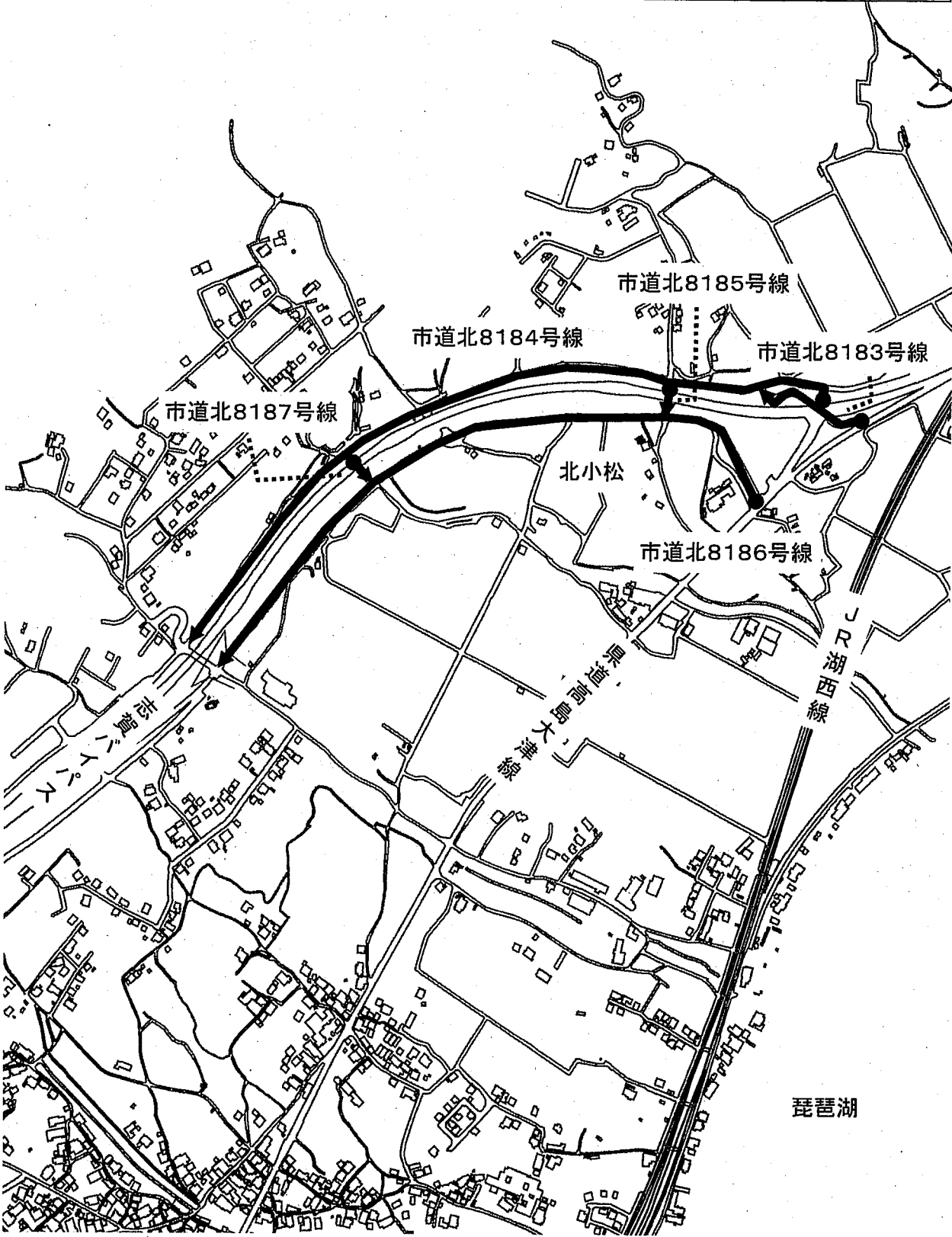
路線名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
市道北8183号線	起点 大津市北小松字押海道 終点 大津市北小松字押海道	
市道北8184号線	起点 大津市北小松字押海道 終点 大津市北小松字大堂	
市道北8185号線	起点 大津市北小松字押海道 終点 大津市北小松字押海道	
市道北8186号線	起点 大津市北小松字押海道 終点 大津市北小松字大堂	
市道北8187号線	起点 大津市北小松字大澤 終点 大津市北小松字大澤	
市道北8188号線	起点 大津市北小松 終点 大津市南小松	
市道北8189号線	起点 大津市北小松 終点 大津市南小松	

市道北8190号線	起点 大津市南小松字流山 終点 大津市南小松字流山	
市道北8191号線	起点 大津市南小松字苔岩 終点 大津市南小松字中地間	
市道北8192号線	起点 大津市南小松字宮ノ上 終点 大津市南小松字宮ノ上	
市道北8193号線	起点 大津市南小松 終点 大津市北比良	
市道北8194号線	起点 大津市北比良字野 終点 大津市北比良字せんど	
市道北8195号線	起点 大津市北比良字野 終点 大津市北比良字野	
市道中1056号線	起点 大津市唐崎四丁目字蟹川 終点 大津市唐崎四丁目字蟹川	
市道中1057号線	起点 大津市唐崎二丁目 終点 大津市唐崎二丁目	
市道中1058号線	起点 大津市唐崎二丁目 終点 大津市唐崎二丁目	
市道中1059号線	起点 大津市唐崎二丁目 終点 大津市唐崎二丁目	
市道中1060号線	起点 大津市唐崎二丁目 終点 大津市唐崎二丁目	
市道中1270号線	起点 大津市見世二丁目字三反田 終点 大津市見世二丁目字三反田	
市道中2133号線	起点 大津市山中町 終点 大津市比叡平一丁目	
市道中4559号線	起点 大津市湖城が丘字岡山 終点 大津市湖城が丘字岡山	

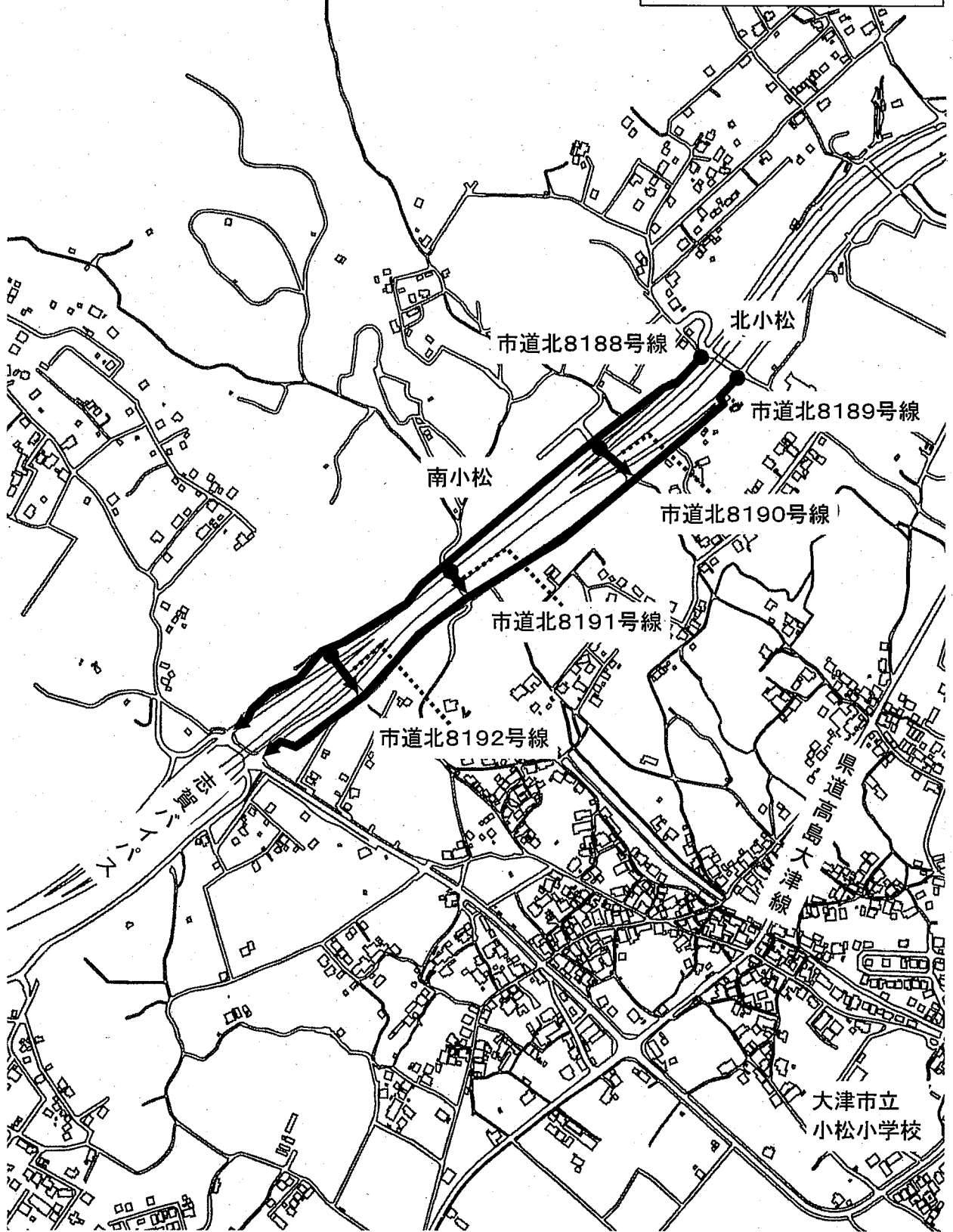
市道南2687号線	起点 大津市国分二丁目字新田 終点 大津市国分二丁目字新田	
市道南2688号線	起点 大津市国分二丁目字新田 終点 大津市国分二丁目字新田	
市道南3040号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3041号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3042号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3043号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3280号線	起点 大津市石山寺四丁目字別所 終点 大津市石山寺四丁目字別所	
市道南3364号線	起点 大津市千町一丁目字六反田 終点 大津市千町一丁目字六反田	
市道東0852号線	起点 大津市大石東六丁目字赤岩 終点 大津市大石東六丁目字里出	
市道東0853号線	起点 大津市大石東六丁目字赤岩 終点 大津市大石東六丁目字梅原	
市道東0854号線	起点 大津市大石東六丁目字梅原 終点 大津市大石東六丁目字梅原	
市道東0855号線	起点 大津市大石東六丁目字梅原 終点 大津市大石東六丁目字梅原	
市道東1994号線	起点 大津市松が丘七丁目 終点 大津市松が丘七丁目	
市道東4331号線	起点 大津市大將軍三丁目字大下 終点 大津市大將軍三丁目字大下	

市道東4746号線	起点 大津市栗林町字木ノ元 終点 大津市栗林町字池ノ端	
市道東4747号線	起点 大津市栗林町字池ノ端 終点 大津市栗林町字池ノ端	
市道東4975号線	起点 大津市大萱五丁目 終点 大津市大萱四丁目	

参考
 北8183
 市道 S 号線位置図
 北8187
 1:7,500
 起点 ●
 終点 →



参考
 北8188
 市道 5 号線位置図
 北8192
 1:7,500
 起点 ●——
 終点 ——▶



参考
 北8193
 市道 } 号線位置図
 北8195
 1:7,500
 起点 ●——→
 終点 ——→

